

# 視 Point of View 点

証券取引等監視委員会委員長

なかほら りょういち

中原 亮一



## 時代の変化に対応し、信頼される 公正・透明な市場のために

### はじめに

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」といいます。)は、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現を使命として活動を続けており、昨年12月、新たに私が委員長に、橋本 尚氏が委員にそれぞれ就任し、再任された加藤さゆり委員とともに、第11期の発足に至りました。就任後半年が過ぎたところですが、改めて、証券監視委が掲げる使命の重要性と責任の重さを実感しています。

本稿では、3年間の任期における取組方針として本年1月に策定・公表した「中期活動方針(第11期:2023年~2025年)」について、監査法人や公認会計士の皆様に紹介したいと思います。

### 基本的な考え方

中期活動方針には「時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために」という副題を付しました。近年、デジタル化や国際化の進展等により市場の動きは速く大きなものとなっており、市場の仕組みや法制度も変化を重ねています。加えて、足下では新型コロナウイルス感染症や地政学リスクの高まり等の環境変化が生じているほか、今後も新たな環境変化が生じる可能性があります。

証券監視委が信頼される公正・透明な市場のために活動して

いく上では、「市場監視の専門機関」と呼ばれるにふさわしい力を持ち、その力を発揮していかなければなりませんから、このような変化自体を敏感に捉える力と、変化や新たな事象に的確に対処していくための力を備えていくことが重要となります。

こうした考えの下、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処といった証券監視委の機能を引き続き適時適切に活用していきます。今般策定した中期活動方針では、「Ⅰ.網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」をもとに、「Ⅱ.効果的・効率的な調査・検査」を実施し、その結果を踏まえ、「Ⅲ.市場規律強化に向けた実効的な取組み」を行うことで、違反・不適切な行為の抑制に貢献していくという「市場監視の好循環」の実現を目指していくことを掲げ、また、その礎として、デジタル対応や人材育成といった「市場監視の専門機関としての能力向上」に取り組んでいくこととしました。

### 具体的な施策

まず、第1の柱「網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」では、市場監視をくまなく行っていけるよう、有用な情報の収集や市場の変化等の把握・分析、国際連携の強化等に取り組んでいくとしています。

特に、有用な情報の収集は、証券監視委発足当初より取り組ん

できたことではありますが、その重要性に鑑み、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて幅広く収集していく旨を明記しました。効果的・効率的な調査・検査に向け、いかにして具体的に信頼性の高い情報を収集していくか、創意工夫を重ねていきたいと考えております。証券監視委では、情報提供窓口を設置し、「市場において不正が疑われる情報」、「粉飾決算が疑われる情報」等を幅広く受け付け、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。会計監査人である監査法人や公認会計士の皆様におかれましても、金融商品取引法に基づく法令違反等の事実発見への対応を適切に行っていただくとともに、何か不正が疑われる事実に接した場合には、情報提供をいただければ幸いです。

また、企業開示に関する制度の見直しの検討が進められていることなどを踏まえ、新たな商品・取引や上場会社による開示の充実に向けた取組み等に的確に対応していくことで、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいきます。

第2の柱「効果的・効率的な調査・検査」では、市場監視の中で調査・検査に焦点を当てた施策を盛り込んでいます。

まず、行政機能の迅速な発揮としては、証券検査に関し、リスクベースで証券検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるとともに、課徴金勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明していきます。また、違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応していきます。

高齢者や若年者をはじめとする多様な投資者の保護の観点からは、証券監視委では、無届で有価証券の募集等を行う者や無登録で金融商品取引業を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てといった強力な権限を有しており、こうした権限も活用しつつ積極的に取り組んでいきます。

市場監視対象が複雑化・高度化する中で、非定型・新類型の違反行為（潜脱的な大量保有・買付、新たな類型の偽計等）に対しても、過去の経験に縛られることなく、広い視野を持って対応していきたいと考えております。

第3の柱「市場規律強化に向けた実効的な取組み」では、情報発信の強化や自主規制機関をはじめとする関係機関との連携等を通じて、違法・不適切行為の抑制を目指すとしています。

情報発信について、これまでも開示検査事例集の公表等を通じて、監査法人や公認会計士の皆様と上場会社との対話の促進等に努めています。引き続き、様々なチャネルを通じて、証券監視委の調査・検査の過程で判明した事項の注意喚起や法令違反

行為に関する周知といった情報発信を強化することで、法令違反の未然防止につなげたいと考えております。

また、自主規制機関等の関係機関とは、共通する使命を有する機関として、例えば、日本取引所自主規制法人とは企業の上場管理等で日常的に連携しているほか、会計監査人である監査法人等とは適時に情報共有を行い、開示規制違反が認められた企業に対し適正な情報開示に向けた体制の構築・整備や自主的な改善を促してきました。こうした連携の取組みが違反行為の再発防止・未然防止に寄与するとともに、第1の柱の有用な情報の収集につながり、それが実効性のある調査・検査に役立っていくという「市場監視の好循環」の実現に向け、様々な機会を捉えて情報や問題意識の共有等を適時に行っていきます。

以上3つの「市場監視の好循環」の礎としての「市場監視の専門機関としての能力向上」については、取引監視システム等における一層のデジタル化や研修・OJT等による職員の育成・活用等を通じて、組織としての能力の向上に努めていきます。また、市場監視機能の一翼を担う全国各地の財務局との協働・連携は証券監視委の使命を果たしていく上で不可欠であるとの考えの下、今回、中期活動方針にその旨を明記しました。財務局とは引き続き情報共有等をしっかりと行い、一体的な業務運営を図っていきます。

## おわりに

証券監視委としては、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現の観点から、自主規制機関や金融商品取引業者、監査法人等との連携に加え、こうした多様な市場関係者が、市場規律の強化のためにそれぞれ努力していくことが重要であると考えています。

監査業務を通じて企業の財務に関する情報の信頼性を確保し、我が国の経済活動の基盤を支える重要な役割を担っている監査法人や公認会計士の皆様には、市場からの信頼の下、適切な監査業務の実施と品質の確保に努めていただくことを期待しております。

証券監視委としても、新たな創意工夫も重ねつつ、事象の本質を見極める力を磨いていくとともに、虚心坦懐に広い視野を持って、市場監視業務に取り組んでまいりたい所存ですので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。